

介護職員等処遇改善手当について(令和8年6月)

弊社は介護職員等処遇改善手当を取得しています。そのため、職員の資質向上と定着、職場環境の改善の為に以下の職場環境等要件を満たすよう、日々努めています。

入職促進に向けた取り組み

- ・ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築（誓約）
- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規労働者制度の導入、職員の希望に即した非正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。

腰痛を含む身体の健康管理

- ・ 職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施（誓約）
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等体制の整備

生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・ 労働厚生省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。
- ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。

- ・ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供